

令和4年度エコタイヤ購入助成事業に関するよくあるお問合わせ

令和4年11月1日
(公社)福岡県トラック協会

【1. 助成対象者・対象車両・対象品等について】

Q1-1. 助成が受けられる対象者にはどのような要件がありますか？

A1-1. 福岡県内に営業所を有する貨物自動車運送事業者のみが対象です。

Q1-2. 県外本社で、福岡県内に営業所はあるのですが、福岡県トラック協会には加入していません。助成対象になりますか？

A1-2. 対象になります。福岡県トラック協会への加入の有無は問いません。

Q1-3. 運送事業許可は下りましたが、運輸開始前です。申請できますか？

A1-3. 許可書の写しの提出があれば可能です。

Q1-4. リース（割賦）導入車両に装着した場合も対象になりますか？

A1-4. 事業用貨物自動車で、対象期間中に装着したものは対象になります。

Q1-5. 軽貨物自動車または自家用車へ装着した場合も対象になりますか？

A1-5. 対象になりません。事業用貨物自動車のみが対象です。

Q1-6. どの種類のエコタイヤでも対象になりますか？

A1-6. 助成対象一覧表に記載のある商品のみが対象です。

Q1-7. レンタル品・リース品でも対象になりますか？

A1-7. 対象になりません。「購入」が助成の要件です。

Q1-8. タイヤ販売会社と、メンテナンス等を含めた月次定額制プランの契約を結んでエコタイヤを導入しています。この場合でも対象になりますか？

A1-8. 運送事業者が自社で購入し支払いまで完了させたエコタイヤが助成対象ですので、一括契約のサブスクリプションプラン等による導入は対象になりません。

Q1-9. エコタイヤは取り付けたのですが、支払い（振込）が3月予定です。申請できますか？

A1-9. 申請できません。令和5年1月31日までの支払い完了が要件です。

【2. 助成交付額・対象本数等について】

Q2-1. メーカー、サイズ等によりエコタイヤの購入金額は異なりますが、助成額は同額ですか？

A2-1. どのエコタイヤでも1本当たりの助成額は5,000円です。

Q2-2. 何本まで申請できますか？

A2-2. 1事業者当たりの申請上限は20本です。但し、申請分とは別に、480本までの要望を行うことが可能です。

Q2-3. 申請分と要望分の違いは何ですか？

A2-3. 申請分（1事業者上限20本）は、申請を受け付けた時点で助成金交付が決定します。よって、申請が受け付けられれば、確実に助成金の交付を受けることができます。

要望分（1事業者上限480本）は、申請受付終了時点（令和5年1月31日時点）での予算残額において交付が可能な場合にのみ、その範囲内で適当と認める額を申請（要望）受付の先着順にて交付を決定します。よって、場合によっては助成金の交付を受けられないことがあります。

Q2-4. 福岡県内に複数の営業所があります。各営業所がそれぞれ上限本数まで申請することは可能ですか？

A2-4. 複数の支店・営業所分を申請することは可能ですが、上限本数はあくまでも「1事業者当たりの本数」です。上限本数を超えての申請はできません。

【3. 申請方法・提出書類等について】

Q3-1. インターネット、電子メール、FAXでの申請は可能ですか？

A3-1. できません。郵送（書留郵便・レターパック）にて申請してください。

Q3-2. 福岡県内に複数の営業所があります。各営業所でのエコタイヤの購入分をそれぞれの営業所から申請することは可能ですか？

A3-2. できません。複数の支店・営業所を有する事業者は、本社もしくは一つの営業所で取りまとめた上で申請を行ってください。

Q3-3. 月別にエコタイヤを購入する予定ですが、購入した月毎に申請することは可能ですか？

A3-3. できません。1事業者からの申請及び要望回数は1回限りです。対象期間内に導入した分はまとめて申請を行ってください。

Q3-4. 交付決定通知書の発行、申請書類の返却はありますか？

A3-4. ありません。申請書類は必ず控えをとった上で提出してください。

Q3-5. 許可書の提出が必要となっていますが、相当以前の書面のため、探していますが見つかりません。営業所移転時の認可書ではだめですか？

A3-5. 申請者が運送事業の許可を有していることが判る認可関係書類であれば、構いません。運送事業許可を有していることを示せる認可関係書類等が無い場合は、運輸支局の窓口にて運輸支局長名での「証明願」を発行してもらい提出してください。

Q3-6. 請求書と領収書を揃え申請の準備をしていますが、領収金額が部品購入や修理・調整等を含めた金額となっており、エコタイヤの請求金額と一致していません。問題ありませんか？

A3-6. 請求書と領収書の金額は同額でないと受付出来ません。領収金額に該当する全ての請求書の写しを提出してください。

Q3-7. エコタイヤの購入以外にも、部品購入や修理・調整を含めた費用を毎月の口座引落しで販売店に支払っています。この場合は、通帳の引落し該当ページのコピーを提出すれば、申請可能ですか？

A3-7. 通帳のコピーのみでは申請出来ません。販売店から引落し額（請求額）と同額の領収書を発行してもらい提出してください。

Q3-8. リース（割賦）導入車両にエコタイヤを装着したため、請求書・領収証がありません。申請可能ですか？

A3-8. 申請可能です。リース（割賦販売）契約書及びエコタイヤ装着対象車両の登録番号が明記された物件受領書（借受書等）の写しと、エコタイヤ販売証明書を提出してください。

Q3-9. 転貸リースでも申請できますか？

A3-9. 申請は可能です。ただし、事業者とリース会社間、及び相互のリース会社間でのリース契約書等の関係書類の提出が必要となります。

Q3-10. ネットバンキングでの振込支払いを行ったため、領収証・振込通知書等がありません。申請できますか？

A3-10. 申請可能です。「取引状況照会」もしくは「入出金明細」の画面を印刷し提出ください。支払いが完了したことが証明できれば対象となります。

Q3-11. 購入費用をクレジットカードで支払ったのですが、申請できますか？

A3-11. 申請は可能ですが、領収証の提出が必要です。販売元から領収書を発行してもらった上で、申請してください。

Q3-12. 手形による支払いは対象となりますか？

A3-12. 令和5年1月31日までに現金化されたことが確認できる場合のみ対象となります。販売元から「完済証明書」等を発行してもらい、申請書類に添付してください。

【4. その他】

Q4-1. 助成金はいつ支払われますか？

A4-1. 令和5年2月中に支払い予定です。なお、支払いの際は、申請分と要望分をまとめた振込となります。

Q4-2. 他の地方自治体等の補助金申請との併用は可能ですか？

A4-2. 本事業の交付要綱第9条を参照ください。

「国もしくは地方自治体からの補助金等を受ける場合は、本事業の助成金との合計額が購入額を超えないこととする」との規定から、この範囲内であれば、他の自治体等の補助金申請と本助成事業への申請を併用することは可能です。

但し、自治体によっては「併用不可」と定めている場合もありますので、各自治体の補助金交付要綱等の規定を確認することが必要となります。なお、各自治体の詳細情報等につきましては、各自治体窓口にお問合わせください。